

## いじめ防止対策推進法を踏まえた二小いじめ防止対策基本方針の具体的取組

令和7年度 生活指導部

### 1 ねらい

いじめや不登校、暴力的な言動などの問題行動の未然防止、早期発見、早期対応、組織的対応、事後対応に努める。

### 2 具体的取組

#### (1) 毎週水曜日の生活指導夕会

- ・生活指導夕会では、児童の様子について全職員で共通理解を図るべき事案を報告する。(問題行動・長期欠席・けがや病気・人間関係)
- ・夕会で報告する前に、学年主任・生活指導主任・管理職にはあらかじめ報告しておく。
- ・夕会での報告は、状況を詳しく把握している該当児童の担任が行う。

#### (2) いじめ実態把握アンケート

年間3回のアンケート調査を行う。6月・11月・2月に行う。

6月はふれあい月間の取り組みと兼ねる。ただし、6月の体罰アンケートは、別途行う。(兼ねて行うことはできない。)

※児童の回答は、5年間保存する。(校長室金庫・校務 LAN 上のエクセルファイル)

#### (3) L-Gate

- ・児童一人一人の様子や学級内の人間関係を把握し、いじめの未然防止、早期発見に努める。また、学級経営の改善に役立てる。

#### (4) いじめ・不登校対策委員会

- ・原則、月に1回「いじめ・不登校対策委員会」を行う。必要に応じて臨時で行う場合もある。
- ・校長・副校長・教務主任・生活指導主任・担任・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー、SSWが参加。
- ・「不登校児童への対応」についても取り扱う。
- ・「いじめはどの学級でも起こりうる」ということを念頭に、いじめの対応には、担任だけでなく全職員で組織的に対応し、早期解決を図る。

#### (5) いじめ防止授業

- ・年に3回以上「いじめ防止授業」を行う。学期に1回、時期をそろえて計画的に実施する。うち1回は、道徳授業地区公開講座を兼ねる。

#### (6) いじめ防止教員研修

- ・年に3回以上「いじめ早期発見・早期対応・未然防止等のための研修会」を行う。